

高知くらしの護身術

418

20代の契約トラブル

エステやマルチ商法注意

(2017年1月24日掲載原稿)

2015年度に県立消費生活センターに寄せられた消費生活相談のうち、未成年者の契約に関する相談が81件だったのに対し、20代の契約に関する相談は202件と、倍以上でした。未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った契約は、原則として取り消すことができますが、20歳を過ぎると自由に契約が結べるようになり、契約上の責任を負うことになります。

20代の若者に目立つトラブルの事例を紹介します。

1、エステ

友人の紹介でエステに行き、高額な美顔コースを契約した。施術に行く度、商品の購入や他のコースの契約を勧められるため、やむを得ず複数の契約をしてしまった。

2、マルチ商法（ネットワークビジネス）

友人に呼び出され、待ち合わせ場所に行くと、友人と友人の知人が待っていて、「会員になればもうかる」と高額な化粧品を購入するよう勧められ、友人の熱心な勧誘を断り切れず、契約してしまった。

3、多重債務

就職を機にクレジットカードを作った。最初は買い物に利用するだけだったが、ATMで簡単にキャッシングできることが分かり、度々利用するようになった。返済額が増えると、生活費が足りなくなり、不足分を消費者金融からの借りで補っていたが、限度額いっぱいになり、返済できなくなった。

社会経験や契約知識が十分でなくても、20歳になれば成年となり、法律の保護がなくなります。いったん契約を結ぶと、「やっぱりやめたい」と思っても簡単にやめることはできません。

契約する際には責任が伴うことを自覚し、安易な気持ちで契約してはいけません。契約を断りにくい状況に置かれても、きっぱり断る勇気を持ちましょう。もし、トラブルに巻き込まれてしまったら、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。